

第23期
第18回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年11月25日(月) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林 喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口 金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 32号	非農地証明について
日程第4	報告第 33号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第5	議案第 70号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
日程第6	議案第 71号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7	議案第 72号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第 73号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第 74号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第18回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、1番 小口修委員 6番 小松晴治委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第32号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第32号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申 請 人 ○○○○○○○○○○

登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇

登記地目 畑

地 積 1 1 3 m²

現況地目 宅地

非農地となった時期・事由 本件土地は隣接する宅地とともに所有者の自宅敷地として利用されてきた。20年以上前から畑として使用されておらず、現在に至っている。

調査年月日 令和6年10月25日

専決年月日 令和6年10月28日

報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8番 新野清委員よりお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月25日、わたくしと、小林喜久雄委員、高橋清吉委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は、隣接する宅地に住宅が建築されて以来、20年以上にわたり自宅敷地の一部「庭」として利用されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり

了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第33号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第33号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人	賃借人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	賃貸人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	2266㎡
契約期間		令和2年2月26日～令和7年2月25日
解約日		令和6年11月8日
解約の事由		相手方の要望 他3件 報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第70号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。会長に代わり事務局より説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第70号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を求める。

別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

小松晴治委員 議長。

議 長 小松委員。

小松晴治委員 別紙の番号40について、わらび畑になっており、隣は全部田のため、周辺の田に悪影響を及ぼすと思われる。また、その気になればまだ農地として使えるのではないかと思われるが、どういった理由で農地から除外することとなったのか伺いたい。

議 長 ここで、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

休息前に復し再開いたします。事務局より説明を求めます。

川部事務局長補佐 お答えいたします。農地利用状況調査におきまして、この農地は「再生利用困難農地」と判断されたため、非農地事前確認書を土地所有者に出ささせていただきました。所有者からも「非農地」との回答をいただいたため、農地に該当するか否かの判断を求める農地にあげさせていただきました。

議 長 小松委員、いかがですか。

小松晴治委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長

その他、ございませんか。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から474番案件について、「農地に該当しないと判断する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から474番案件について、「農地に該当しないと判断する」ことに決しました。

日程第6 議案第71号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第71号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	458㎡
契約の種類等		贈与による所有権の移転

他6件
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、7番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 議長。

議 長 児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

11月22日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、軽車両2台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は、本人が15年、父及び母が60年の経験があり、問題ないと思われ
ます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。続きまして2番案件から4番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 2番案件から4番案件につきましては、譲受人が同一人であるため3件合わせて調査のご報告をいたします。

11月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、スピードスプレーヤ1台、乾燥機1台、モア1台、車両2台を所有して

おります。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は、本人が13年、父が60年、母が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。続きまして5番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

11月13日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人及び妻が34年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。続きまして6番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

村上浩康委員 議長。

議 長 村上委員。

村上浩康委員 6番案件について調査のご報告をいたします。

11月17日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が70年の経験があり、問題ないと思われます。

新規取得につき遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。続きまして7番案件について、2番 菅原政敏委員よりお願いいたします。

菅原政敏委員 議長。

議 長 菅原委員。

菅原政敏委員 7番案件について調査のご報告をいたします。

11月13日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機2台、トラクター2台、軽トラック1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が40年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思ひますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から7番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から7番案件について許可することに決しました。日程第7 議案第72号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第72号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	転用事業者	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
			〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	88㎡
契約の種類等		使用貸借権の設定
転用目的		駐車場

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、5番 高橋 清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

11月21日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員と2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、保証審査申込回答書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和6年度 第4回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和6年11月26日。

【所有権移転】

番号 1

譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

譲渡人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇

地 目 田

地 積 2 1 4 8 m² 他 1 筆

契約の種類等 所有権の移転（売買）

土地の引渡時期 令和 6 年 1 1 月 2 8 日

対価（10 a 当り） 総額〇〇〇〇円

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1 番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第 4 回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

日程第 9 議案第 7 4 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで、白鷹町農業委員会会議規則第 1 9 条の規定に基づき、8 番 新野清委員の退室を求めます。

（新野清委員 退室）

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第 7 4 号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 1475㎡ 他4筆
申出内容 土地の売却のあつせん
指名した調整委員

新野 清 委員
鈴木 茂 推進委員
他1件
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件については承認することに決しました。

ここで、8番 新野清委員の入室を求めます。

(新野清委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第18回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第18回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和6年11月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____